

令和3年度国・県の予算及び施策に関する要望事項

岐阜県町村会

【重点要望】

1. 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 防災・減災対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進・・・・・・・・・・・・ 5
4. 町村財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 少子化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6. 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進
及び濃飛横断自動車道の事業推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
7. 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【一般要望】

I 地方分権改革関係

- 1 町村自治の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

II 町村財政対策関係

- 1 地方債の充実改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

III 地震防災対策関係

- 1 亜炭鉱廃坑対策の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 町村消防の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

IV 福祉・医療関係

- 1 医療保険制度の安定的運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 3 地域医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 4 障害者保健福祉施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 5 福祉サービスの行政区間格差の是正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

V 教育・文化・スポーツ関係

- 1 教育行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 2 文化財保護に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 3 体育施設のバリアフリー化等に関する補助制度の新設・・・・・・・・・・・・ 1 8

VI 交通・通信の整備、情報化関係

- 1 地域交通対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 2 情報化施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

VII	治水対策・砂防事業関係	
	1 災害から守るための河川の整備促進	20
	2 新丸山ダム建設事業の促進	20
	3 砂防事業の推進	21
VIII	生活環境施設関係	
	1 水道施設の整備促進	21
	2 合併浄化槽設置の普及推進	21
	3 高度処理対策の推進	22
IX	農業・農村振興対策関係	
	1 農業・農村対策の推進	22
	2 野生鳥獣被害防止対策の推進	24
	3 豚熱対策の強化	24
X	森林・林業振興対策関係	
	1 森林整備の推進	24
	2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し	25
XI	エネルギー対策関係	
	1 原子力発電施設の安全体制確立	25
	2 水源地域の振興対策の拡充	26
	3 再生可能エネルギーの普及促進	26
	4 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活	27
XII	その他	
	1 新たな過疎対策法の制定	27
	2 過疎対策事業債の必要額の確保	27
	3 食肉基幹市場建設の促進	28
	4 地籍調査事業の推進	28
	5 社会資本整備総合交付金の確保	28
	6 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援	28
	7 企業支援事業の拡充	29
	8 道の駅改修に伴う補助制度の拡充	29
	9 空家対策の支援事業に係る補助率の拡充	29
	10 発電所及びダム施設整備に対する支援	30

【重点要望】

1 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大を早期に終息させ、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を取り戻すことが喫緊の国家的最重要課題となっている。

このため、町村では、全国において刻々と変化する事態の推移を踏まえ、国における累次の対策決定を受け、国・地方が一体となりこの難局に対処するため、地域の現場で求められる対策に懸命に取り組んでいるところである。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 医療・介護サービスの提供体制の確保等

- ① 中山間地域等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国及び県の連携による広域的な支援体制を強化すること。
- ② 一般病床を感染症病床として転用する場合や軽症者を受け入れる施設の整備等、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- ③ 「受診控え」による一般患者の減少や感染患者受入れによる診療報酬の減収による影響のため、病院経営が切迫していることから十分な財政措置を講じること。
- ④ 医療機関における医療用マスク、アルコール消毒液、感染防護具や衛生資材等を安定的に確保できるよう供給体制を強化すること。
また、福祉施設や学校施設等において、マスク・アルコール消毒液等が適切に確保できるよう、供給体制を維持すること。
- ⑤ 今後の感染拡大を防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査体制を拡充するとともに、国の責任において、治療薬やワクチンの早期開発・供給に対する支援及び確保を推進すること。
- ⑥ 感染者はもとより、医療・介護従事者やその家族等に対する偏見や差別が生じないよう、政府広報の強化等、必要な対策を講じること。
- ⑦ 介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保を含め、引き続き万全の支援措置を講じること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小し、経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のための支援措置を講じること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対して、令和3年度においても、引き続き、十分な財政措置を講じること。

⑩ 国保・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に係る経費等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。

(2) 子育て・教育支援施策の実施

① 子育て世代が安心して働くことができるよう、保育所、放課後児童クラブ等の環境整備及び保護者の利用料等の減免に伴う経費等について補助を継続すること。

また、経済的基盤が弱いひとり親家庭については、経済的支援及び相談体制を更に充実させること。

② 新型コロナウイルスの影響から生じる生活不安、ストレス等により、DV・虐待のリスクの高まりが懸念されるため、町村及び学校での相談体制及び周知の強化による経費等について引き続き支援すること。

③ 子供や保護者との直接的な接触を避けられない中、日々感染の不安を抱えながら勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を推進すること。

④ 新型コロナウイルスの感染等により保護者が不在となった場合の相談体制の整備や幼児・児童を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。

⑤ 新型コロナウイルス影響下における子供たちの学びを保障するため、児童生徒 1人1台端末などICT環境の整備（GIGAスクール構想）を推進するとともに、学習用ソフトウェアを含む端末の更新費用、ネットワーク環境の整備費用、通信費を含めた財政措置を継続・拡充すること。

(3) 万全な経済対策の実施

① 資金不足や後継者不足に拍車がかかり、事業の継続・承継を断念することのないよう、資金繰り支援等の金融支援策を継続するとともに、事業承継税制や事業承継補助金等の拡充を図ること。

② 生産性革命推進事業による感染防止対策を実施する事業者への支援を継続すること。

また、感染防止対策や経営等についての技術的支援を行う相談体制を強化し、事業の継続、再開に向けた取組に十分な財政的・人的支援を講じること。

③ 下請け中小企業・小規模事業者に対する買いたたきなど不当な価格低減の要求が行われないよう、発注業者等への周知・管理体制を強化すること。

④ 国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落により収入減となった農林漁業者に対し、販売促進や需要喚起、次期作に係る支援による効果の検証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。

⑤ 町村において住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域公共交通については、外出自粛により乗客数が大きく減少していることから、事業継続に必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策にかかる財政支援を強化すること。

⑥ 大規模災害発生時に開設する避難所において、まん延防止を図るため、感染拡大防止用品の備蓄や避難所の整備や確保に対する財政支援を拡充すること。

また、感染防止のための多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

⑦ 社会経済活動の再興と再活性化に向け、地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靱化に資する社会基盤整備を前倒しで実施すること。

⑧ 中小企業・小規模事業者の新規の事業展開を促すべく、アフターコロナ対策と合わせ新たなチャレンジに向けた支援を拡充すること。

(4) 万全な地方財政対策

① 新型コロナウイルス感染症拡大により、税収等の落ち込みにより財政事情が厳しくなることが予想されることから町村における財政運営に支障が生じないよう万全な対策を講じること。

② 景気の低迷に伴う国税収入等の大幅な減少により、地方交付税原資の減少が懸念されるが、新型コロナウイルス感染症を克服し、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

③ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の減免等の税制上の措置により生じる減収分について、国費で確実に全額補填すること。

また、短期的な資金手当ての充実はもとより、一般財源の不足等により、各種事業実施が困難とならないよう、減収補填債の対象税目の拡充をはじめ十分な財政支援措置を講じること。

④ 今後の感染拡大に対応するための財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう必要な財政措置を講じること。

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町村の実施する事業の進捗に遅れが出るものが懸念されることから、「緊急防災・減災事業債」等、今年度以降期限を迎える地方債の延長を図ること。

⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず途中で中止や見直しとなる事例が発生している。このため、既に実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。

また、工期の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について、柔軟に対応するとともに、事務手続きを簡素化すること。

(5) 東京一極集中の抜本的な是正等

① 新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減、首都直下型地震等大規模災害からの危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、重要かつ喫緊な課題であることから、人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流を活発化させるための各般にわたる異次元の積極的な対策を推進すること。

② 「新しい生活様式」の実践で重要となる遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業

振興等多様な分野における取組を普及・拡大するために必要となる5Gの全国展開や光ファイバ等情報通信基盤について、条件不利地域も含めた加速的整備促進並びに維持・更新に係る財政支援や人的・技術的支援の一層の拡大・充実を図ること。

③ 今後、予想される田園回帰への高まりに対応するため、地域公共交通ネットワークの一層の拡充による移動手段の確保や道路整備等の地域交通インフラの整備を加速すること。

2 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

近年、記録的な豪雨により河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生していることから、被災町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、国において検討中の水害や土砂災害における今後の避難対策については、町村の実情を踏まえ実効性のある内容にするよう留意すること。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業の継続・拡充

国土強靱化計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業は、令和2年度までを期限に防災のための重要インフラ等の機能の維持等による緊急的な事業に限定し実施されているが、計画的に実施が必要な老朽化対策、用地確保など、事前防災事業には対応できないことから、着実に事業を実施するため恒久化及び拡充を図ること。

(3) 緊急防災・減災事業等の継続

令和2年度で期限切れとなる「緊急防災・減災事業」、「市町村役場機能緊急保全事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、未だ整備途上にあり、これらの事業を確実にかつ計画的に推進する必要があるため、その延長・恒久化を図ること。

(4) 広域防災体制の早期構築

南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨等に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた協議及び連携訓練の実施等により広域防災体制を早期に構築すること。

(5) 水害・土砂災害対策等の推進

最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、治水事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害防止事業及び治山事業を推進すること。

特に、山地からの流出抑制対策、河川断面の確保及び災害の発生のおそれがある老朽ため

池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

(6) 避難所機能充実のための財政措置の拡充

地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働できる非常電源装置等を整備できるよう、機器の更新や燃料タンクの増設に対する補助や電気自動車の購入などに対する財政支援を拡充すること。

また、災害時に避難所となる公民館等の社会教育施設のエレベーター設置について財源措置を拡充すること。

(7) 被災者生活支援システムの導入

り災証明書は災害時の様々な公的支援制度及び民間の地震保険等の認定基準として被災者の援護上重要なものであることから迅速な交付が求められるため、県において全市町村共通したシステム等の導入を検討すること。

3 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

農山村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、国が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 町村は今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいけるよう、町村が実施するこれらの施策に対して、引き続き制度的及び財政的に支援すること。

(2) 東京一極集中の是正と自立分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

(3) 社会保障に係る必要財源の安定的確保

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を安定的に確保すること。

(4) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標を達成するため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充し、必要な財源を継続的に確保すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

- (5) 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。
- (6) 地域における Society5.0 の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組を一層普及・拡大できるよう、情報通信基盤の早期整備を行うための財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。
- (7) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、十分な財政措置を講じるとともに、事業協同組合の設置についての統一的なマニュアルの作成等、特定地域づくり事業を円滑に実施できるよう支援すること。

4 町村財政基盤の確立

町村は、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 地方交付税総額の確保

- ① 町村が人口減少の克服・地方創生のため、自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

なお、幼児教育無償化に係る財源については、引き続き地方に必要な財源を国の責任において確実に確保すること。

- ② 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。
- ③ 町村は徹底した行財政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収

の変動や公共施設の老朽化等に備え、町村の実情に応じて基金の積み立てを行っているが、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減しないこと。

④ 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

⑤ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

⑥ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

⑦ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められているが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(3) 自動車関係諸税の財源の確保

自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(4) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 償却資産に係る固定資産税の現行制度の維持

償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

なお、令和3年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

(6) 国際観光旅客税の活用

観光立国・地方創生の実現のために、国際観光旅客税が創設され、その使途として観光関連の施策に使われることとなっているが、地方の観光資源において、外国人等に対する環境整備は整っておらず、地方創生を推進するためにも、地方の観光資源の整備に対する財源と

すること。

(7) ふるさと納税に係る県共通特産品の拡充

ふるさと納税の返礼品に関し、地場産品基準のうち県が指定する地場産品について、県内で相当程度認識されている地場産品を返礼品として取り扱える認定数を増やすこと。

また、市町村の地域資源として相当程度認識されている地場産品を県指定返礼品等として取り扱うことへの積極的な関与及び市町村から要望があった場合には地域共通の返礼品として認定すること。

5 少子化対策の推進

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しており、少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、一億総活躍の実現に向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事と家庭との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化が顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育てに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

(2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

(3) 幼児教育・保育の無償化によって更なる保育需要の増加が見込まれ、より一層の保育士不足が懸念されることから、特に保育士を目指す学生向けの保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取組みを強化すること。

また、県における「保育士・保育所支援センター」の各圏域への設置等さらなる充実を図ること。

(4) 子どもの安全確保と保育環境の向上のため、公立こども園などの施設整備等に対する財政的な支援をすること。

(5) 幼児教育・保育の無償化に係る財源については、引き続き地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(6) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

また、県において実施している放課後児童クラブ運営費に対する補助の嵩上げを図ること。

(7) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

(8) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、名古屋都市圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間交流・連携を促進させる、我が国の成長強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海環状自動車道西回り区間の開通は、沿線各地の経済発展や県内各地の観光振興に寄与するとともに、緊急ネットワークにつながるものであり、その波及効果については計り知れないものがある。

また、これまでに発生した豪雨災害や大地震では、高速道路などの主要幹線道路網は早期の復旧が可能であったことから、命をつなぐ物資の輸送や救助活動に大きな役割を果たしており、発生が危惧されている南海トラフ地震等大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を可能とするためにも、東海環状自動車道による交通網確保は不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフ地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させること。
- (2) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、広域的経済圏を構築できるよう沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (3) 東海北陸自動車道飛驒清見IC～小矢部砺波JCT間の付加車線の整備促進を図るとともに、本区間の早期全線4車線化を図ること。
- (4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発する局地的・集中的な豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許され

ない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を図る等、災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で、必要な道路の老朽化対策予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

- (8) 雪寒地域においては、例年除雪費用が増大し、財政を圧迫している状況であるため、豪雪時における、除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保を図ること。

【一 般 要 望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

- ① 国と地方の役割分担を一層の明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障が生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

- ① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。
- ② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

(4) 市町村合併は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

(5) 道州制は導入しないこと。

(6) 現行の広域行政の仕組みについて十分に検証すること。

なお、広域連携は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

(7) 新たな圏域は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退に追い込む危険性をはらみ、ま

た町村の自治権を弱体化させるものであることから、推進しないこと。

Ⅱ 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

- (2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。
- (4) 公共施設等の適正管理の推進にあたっては、中長期的な取組が必要であることから、令和3年度で期限切れとなる「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象事業を拡充するとともに、延長・恒久化について早期に決定し、周知すること。
- (5) 合併により廃止した施設の除却にかかる起債の充当率の特例措置を延長するとともに、交付税における措置についても、制度を創設すること。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

よって、国及び県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、国は早急に補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

- (2) 南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業の継続

南海トラフ地震の発生が危惧される中、平成29年度から始まった「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、亜炭鉱廃坑の崩壊による被害を防止する有益な事業であり、継続的に事業化すること。

2 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

併せて、平成28年4月の熊本地震の発生等、さらには「公共施設等総合管理計画」の策定などにより、「移譲、廃止、統合」も検討し役場庁舎をはじめとした公共施設の耐震化・老朽化対策は、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

しかしながら、公共施設の耐震化・老朽化対策に際しては、学校教育関連施設など国庫補助の対象となるものもあるが、一方で、役場庁舎、生涯学習関連施設、保育所その他の施設など、基本的に単独事業として対応しなければならないものもあり、多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては非常に厳しい面がある。

よって、国及び県は災害対策に万全を期すためにも、公共施設の耐震化・老朽化対策の推進に向けて、新たな国・県補助制度を創設するよう要望する。

3 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 消防の広域化に伴う、初期段階に負担増となる所要経費について、必要な財政措置を講じるとともに、「消防の連携・協力」に係る支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 県は、市町村の消防の広域化が推進されるよう積極的な支援を行うとともに、地域圏または県単位の消防体制の構築に向けて検討すること。

IV 福祉・医療関係

1 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険については、平成30年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

(2) 国民健康保険事務の処理基準の統一化、滞納整理の広域化等について協議し、事務の効率化を図ること。

また、高額療養費等の請求手続きについて、住民及び窓口業務の負担軽減のため、請求手続きの簡素化を検討すること。

(3) 国保事業費納付金の算定方法等については、市町村の意見を十分に尊重すること。

(4) 国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう更なる財政支援（低所得者対策強化、財政調整機能強化、保険者努力支援制度等）の拡充をすること。

また、重症化予防対策に関する人的支援を含めた助言指導体制を構築すること。

(5) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

(6) 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営を図るため、保険料を抑制する措置を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関し、先進事例等の情報提供、人的支援、助言指導体制を構築すること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

(2) 介護保険制度の財政支援及び基盤整備の推進

介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置（十分な財政措置、低所得者対策、介護サービスの基盤整備）を講じること。

また、現場において、より良質な介護サービスを提供できるよう、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善のための財政措置を講じること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界

がある。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 救急医療や災害対策に係る医療提供体制は特に人命に直結することから、住民の安全安心のため、病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

(2) 医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(3) 過疎地域において地域医療を充実させていくために、現況ではへき地診療所施設整備事業とへき地診療所設備整備事業の2事業で2分の1補助制度があるが、へき地に該当しない地域においても、補助制度を創設すること。

また、補助率についても、各町村が整備しやすくなるよう嵩上げするなど見直すこと。

(4) へき地、過疎地域の医療資源の充実施策として、医師のみならず医療従事者全般に対する人材育成への補助制度等の整備を図ること。

(5) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和3年度以降も補助事業として継続すること。

(6) 災害時の救急医療体制が県内平等に受けられるような施策を講じること。

また、災害医療備品の整備にあたって、財政的な支援をすること。

4 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国が1/2以内、県が1/4以内を負担することになっているが、市町村に大きな負担がかかり財政が逼迫しているのが現状である。地域間のサービス不均衡が生じていること、また障害者福祉は基本的人権の尊重という視点からも国において十分な負担をすること。

(2) 強度行動障がい者(児)を受け入れている通所・入所施設が県内では限られていることから、各圏域ごとに強度行動障がい者(児)が利用できる通所・入所施設ができるよう、各事業所に対し、補助金等の支援を行い設置を進めること。

5 福祉サービスの行政区間格差の是正

小規模自治体では、成年後見制度における地域連携ネットワーク体制(協議会)の整備のよ

うな、法律や国の計画等で定められた支援機能・機関を大都市と同様に整備するのは、費用面のみならず人材確保面からも限界がある。

さらには、求められる支援機能・機関を委託することができる団体や事業者が、当該自治体のみならず近隣自治体にも無い場合も少なくないのが現状である。

よって、国は、行政区間によって不均一・不公平とならないよう細部にわたって一定のサービス水準を示すとともに、その一定のサービスを提供するための財源を確保すること。

また、小規模自治体の責に帰することができない地域の実情を踏まえた福祉施策の制度設計をするとともに、どこに住んでいても、住み慣れた地域で一定の施設サービスを利用できるよう、国が当該施設を整備、若しくは民間事業者の誘致をすること。

V 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

子どもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

近年、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級指導を受けている児童、学習障害や注意欠陥多動性障害等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、町村においては、多額の財源を負担して非常勤講師及び特別支援アシスタント等を各学校の実情に応じて配置している。

特別支援教育支援員に係る経費として地方財政措置がなされているが、現状は学校毎に支援を必要とする児童生徒数や支援内容が大きく異なっており、いずれの学校においても財政措置以上の多額の負担により人員配置を行っている状況であるため、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じた適切な人的及び財政的措置をすること。

(2) 特別支援学級設置校の拡充

様々な障がいに応じたきめ細かな指導を進めるためには、特別支援学級の設置が不可欠であるが、支援の必要な児童生徒の多くない学校においては、設置が認可されず、通常の学級での指導が続く現状があることから、特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件の緩和、設置基準の公表及び教職員の配置に関わる安定的な財政措置をすること。

(3) 英語教育の充実

小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALTの増員が急務となっていることから、県はALTの増員が図られるよう、必要な経費についての財政支援制度を確立すること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等

を検討すること。

(4) スクールカウンセラー等の配置に対する支援

深刻化するいじめや不登校問題に対応するため、児童生徒支援専任教員並びにスクールカウンセラーを各小中学校に配置すること。

また、教育現場では小規模校になるほど、教職員の欠勤や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっているため、主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるよう見直しを図り、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(5) 部活動指導員設置に対する財政支援

教職員の働き方改革プラン2020の取組により、部活動指導にかかる負担軽減のため、特定顧問に過度の負担が集中しないよう、部活動指導員の必置につき、明確な予算的措置を行うこと。

(6) 栄養教諭配置の改善

食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、充実を図ること。

(7) 少人数学級制度の拡充

小学校1年生に加えて小学校2、3年生、中学校1年生でも県費負担による35人学級が実施され大きな効果が現れているが、小学校3年生までの35人学級編制が4年生で40人学級編制に戻り、中学年や高学年の学級経営や教科指導にあたって困難を来す事例が多いため、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

(8) 山間辺地の学校及び児童生徒を守るため支援の拡充

① 複式学級解消のための教職員定数の改善及び常勤の加配教員を配置すること。

② 近くに高校がない山間部の子どもの進学は、都市部と比べて親の経済負担は大きい。

よって、保護者の経済的負担を軽減すべく、通学支援費の給付等の救済制度を創設すること。

(9) 教育現場におけるICT活用に対する支援

① ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、小・中学校における校内ネットワーク環境、1人1台端末等のICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。

② ICT活用の推進のため、教師の指導力が向上するよう継続した支援及び確かな知識と技術を有したサービスエンジニア等の雇用に係る財政支援制度を創設すること。

また、県において、「GIGAスクールサポーターの配置」及び「家庭学習のための通信機器整備（モバイルルータの整備）」等を進めるにあたり、県補助金の交付を検討すること。

③ オンライン授業の必要性が重要視される中、オンライン授業の推進にあたって、インターネット環境の整備に対する支援をすること。

また、国又は県において、一律に環境整備が進むような仕組みを構築すること。

(10) 教育施設関連の改修に対する財政支援

公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

また、空調施設等のリースによる設置についても、交付金の対象となるよう制度を拡充すること。

2 文化財保護に対する支援

行財政改革アクションプランにより、県内の重要伝統的建造物等保存地区が所在する町村への県補助分が全額カットになり、以来県負担分を町村が負担して文化財建造物の保存整備事業を行っている状況である。しかし、このまま将来的に県負担分を町村が負担していくには財政的に大変厳しく、また永続的に保存継承していくためにも県の支援は必要不可欠である。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 世界遺産の保護に関しては県と町村は同等の負担を負うべきであり、「岐阜県の世界遺産」として、県を挙げて世界遺産保護に取り組む必要があるため、新たに世界遺産保護支援制度を創設すること。
- (2) 文化財の修理には、国・県からの補助金を活用して事業を進めているが、複数年度に跨る大規模修理においては、修理費も多額となることから、事業主体となる個人所有者等に多大な負担となっているため、将来の地域の活性化及び円滑な事業遂行のためにも県補助金の上限額の廃止並びに補助率の見直しなど更なる保護制度の拡充を図ること。

3 体育施設のバリアフリー化等に関する補助制度の新設

障がい者が気軽にスポーツを楽しめる施設は県内に少なく、障がい者スポーツ拡大の妨げになっており、今後、体育施設のバリアフリー化等による施設改修を図る必要がある。

よって、県は県内の障がい者スポーツの普及のためにも、施設改修に係る助成制度を構築するよう要望する。

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保し、制度を堅持すること。また、市町村間等広域に跨る新たな実証実験に対する補助制度を創設すること。
- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和すること。
- ④ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、条件不利地域の嵩上げ、人口規模による補助額設定の見直し、補助上限額の引き上げを行うなど補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 住民運転手による自家用有償運送については、ボランティア性が強い住民運転手であっても、安全を確保するためには継続した教育研修、健康管理等の運行管理が必要であるため、それに要する費用の助成制度の創設すること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考えます。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるとともに、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・賑わいづくりにも重要な役割を担っていくものである。

昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがあることから、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進に対する補助等新たな財政支援制度を創設するとともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

2 情報化施策の推進

全ての国民が、平等にICT（情報通信技術）を活用し、その恩恵を享受できる社会を実現することが、情報化施策の推進にとって重要な課題である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 社会保障・税番号制度の円滑な運用

町村におけるマイナンバー制度の運用及び情報セキュリティ対策の実施にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において確実に財源を確保すること。

(2) 個人番号カードを活用した行政サービスの拡充に対する負担軽減

個人番号カードを利用した住民票等の発行にあたり、コンビニ交付導入のネックとなっ

ている経費について、更なる地方の負担を軽減すること。

(3) 個人番号カード関係のネットワークの強化

ネットワーク混雑により個人番号カード関連事務に支障が生じているため、ネットワークの強靱化及びカード関連手続きの簡素化を図ること。

(4) キャッシュレス決済の導入に対する支援

キャッシュレス設計の統一化を図り、市町村の公共施設においても導入できるよう支援すること。

また、キャッシュレス決済時には、市町村の手数料収入からキャッシュレス決済事業者へ利用料を支払う必要があるため、市町村の手数料収入確保の観点から、キャッシュレス決済事業者へ補助を行うことで利用料の減額を促すなど、市町村の負担を軽減すること。

VII 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。
- (3) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。

また、浸水危険地域への排水機の設置に向けた支援及び技術指導等を行うこと。

- (4) 浸水被害軽減対策として河川水位をモニタリングし、情報を速やかに把握することで、避難準備等に活用できる危機管理型水位計の設置など治水対策の充実を図ること。
- (5) 揖斐川流域は、全国的に見ても気象的に名だたる多雨地帯であり、地形等自然条件からも河川の氾濫を受けやすい環境にあるため、直轄管理区間内に防災拠点の整備を促進すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものであるため、国は速やかにダム本体工事の早期着工及び完成に向けて強力に事業を推進するよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先して推進すべき根幹的な事業である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

VIII 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。
また、国庫補助率の拡充を図ること。
- (2) 複数の簡易水道が統合した後の上水道事業について、簡易水道事業債、過疎対策事業債、辺地対策事業債を継続して充当可能な制度とすること。
- (3) 水質検査費用等に対する一般会計からの繰出しについて、繰出し基準などによる財政措置を充実させること。
- (4) 大規模災害発生時の給水対策について、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け物資の支援体制を構築すること。
- (5) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

2 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川的环境保全を図るための有効な方

法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 既設の合併浄化槽の更新についても国庫補助の対象とすること。
- (3) 宅内配管工事補助の要件を緩和すること。
- (4) 立地の関係上、工事費が高くなる住宅もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績による基準とすること。

3 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移しているが、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 下水道施設の改築に係る国庫補助を継続すること。
- (2) 高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げること。
- (3) 高度処理導入に係る県補助制度を創設すること。

IX 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、国及び県は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業等の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業及び中山間地域農業生産基盤整備促進事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進及び補助率を堅持すること。

(2) 農業農村整備事業の予算確保

担い手が利用する面積が、令和5年度までに全農地面積の8割となるよう農地集積を推進するという国の政策目標を達成するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保すること。

また、大区画ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業は、地元負担の軽減に不可欠であることから継続すること。

(3) ほ場整備事業の早期事業化

農業従事者の減少・高齢化、耕区拡大の遅れ等の問題を解決すべく、ほ場整備事業を推進するため、ほ場整備事業推進（経営体育成基盤整備）にかかる事業採択までの期間短縮及び事業着手から完了までの工期短縮、並びに事業費負担における町村と地元負担の軽減を図ること。

(4) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の継続

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の予算額を確保すること。

(5) 農業機械導入支援制度の創設

小規模担い手や農業法人等が農業経営を継続する上で農業用機械の更新費用が大きな負担となっていることから、農業機械導入に係る支援要件の緩和又は新たな制度を創設すること。

(6) 営農型太陽光発電の推進

再生可能エネルギーの進捗は農地等の二次利用においてこそ環境に配慮することとなるため、農地の利用を行いながら再生可能エネルギーを取り込めるような施策（営農型太陽光発電）に対する支援制度を創設すること。

(7) 農村の景観保全の推進

農業離れが進むことが懸念される中、積極的な集積規模の拡大を推進するためには、畦畔の草刈作業の軽減を図ることが重要な課題となるため、県においてグランドカバープランツの導入に対する技術指導や導入効果及び費用助成について研究・検討をすること。

(8) 茶販売に対する支援

茶生産は中山間地域の基幹産業であるが、生活様式の変化等により茶価の平均単価は年々下落している。茶生産地としては、新商品の開発や販路開拓の努力を続けているところであるが、販路拡大には多額の費用を要することから、県は、販路拡大に向けたPR活動等のソフト事業に対する支援をすること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

- (2) 農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、市町村単位で新たな有害鳥獣駆除従事者を育成することが困難になるため、市町村における有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保への支援をするとともに、それを補完する広域的な捕獲の取組みを検討すること。

3 豚熱対策の強化

本県においては、平成30年9月にわが国で26年ぶりとなる豚熱が発生して以来、未だ終息していない。

よって、国の責任において感染経路や発生源を早急に究明し、感染の終息に向け、総合的な対策の強化及び対策に係る財源の確保を図るよう要望する。

X 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化が図られることが重要である。

よって、国及び県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 地域の実態に即した森林・林業基本計画の策定

森林・林業基本計画の見直しにあたっては、地域の実情を十分踏まえ、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、財源、実施工程、人材育成等について、実効性のある計画を策定するとともに、都市部における木材利用の促進を推進すること。

- (2) 林業成長産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業・木材産業成長化促進対策交付金の財源確保及び制度を拡充すること。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設、または既存事業を拡充すること。

- (3) 林道整備事業の推進

森林の多面的な機能を持続的に発揮するための基盤として林内路網は重要であり、林道、林業専用道、森林作業道を使い分け、森林整備及び木材生産を行っている。現在、日本における林内路網密度は25m/h a と他の先進国と比較すると低く、密度の向上は課題であ

る。また林道開設が森林整備の進度に追いついておらず、代わりに長大な作業路開設を余儀なくされており、高性能林業機械を用いた効率的な施業の実施にも支障が生じることが懸念される。このため、林道整備の進度向上を図るとともに、新たな基幹となる林道の整備を推進すること。

(4) 木材関連業の担い手の育成

町村では、大工、森林技術者及び製材所の工員等の木材関連業の担い手不足の解消のため、町村独自で担い手の育成事業を行っているところであるが、これは町村だけの問題では無く、県や国産材の普及を掲げる国の問題でもあるため、木材関連業の担い手育成に関する補助をすること。

(5) 森林購入対策の推進

森林の保全は、豊かな水資源の供給、木材・特用林産物など森林資源の供給、土砂流出防止など災害防止、生物多様性等の多面的機能を発揮する上で大変重要な政策であるが、森林の売却後に、管理が適正に行われるよう、森林所有者への注意喚起、売買に関する助言や森林整備に関する指導等の対策を講じること。

(6) 自治体庁舎に対する木材の利用補助制度の拡大

岐阜県は良質な木材の産地であり、県内の自治体が庁舎整備において木材を利活用することは木材の普及啓発の上で極めて効果的である。市町村役場庁舎内装木質化事業の補助対象をロビー以外の内装や構造材等にも拡大するなど、県産材の利用を促進する補助制度を拡充すること。

2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

岐阜県において平成24年度から導入した清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取り組みは、町村有林整備のほか、民有林保全、市町村の提案に基づく里山整備など幅広く活用されているが、里山林整備事業によって切り倒される不用木や竹林などの処理費（破碎・処分）及び、破碎作業に使用する破碎機の購入等が当該整備事業費内で対応ができるよう要望する。

X I エネルギー対策関係

1 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフ地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね30km）内が中心であるとともに、地方自

自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) UPZ外の地域の防災体制の充実・強化

UPZ外の地域においても、防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。

また、UPZ外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

(2) 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明と手続きのルール化

再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。

また、再稼働に係る説明や同意を行うエリアの明確化と手続きをルール化して示すこと。

2 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、再生可能エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、先の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金）については、多くの水力発電施設が、令和2年度が交付期限となっていることから、安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金）制度を法律に基づく恒久的な制度とすること。

(2) 平成23年度の水力発電施設周辺地域交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

3 再生可能エネルギーの普及促進

災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、水素を活用し

た地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指しており、今後のエネルギー対策として、国は補助事業の拡充など、財政的支援を拡充するよう要望する。

4 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、再生可能エネルギーの利用を促進することで地球温暖化を防止するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを26%削減の着実な達成にむけ、新たな再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及促進が課題である。

よって、国は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう要望する。

また、住宅用省エネルギー導入支援対策補助金を創設すること。

XII その他

1 新たな過疎対策法の制定

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興が図られている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であり、国は新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。

2 過疎対策事業債の必要額の確保

過疎化が進む町村では、短期間で飛躍的に自主財源を増加させることは困難である。そのため、引き続き各種の制度事業の検討や過疎対策事業債等の活用をもってまちづくり事業が進められている。また、地域資源を有効に活用した活力あるまちづくりを実現し、自主財源の確保を図らなければならない。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保すること。
- (2) 元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

3 食肉基幹市場建設の促進

新たな食肉基幹市場の建設については、平成30年に発生した豚熱の影響で県内の養豚農家が打撃を受けたことから協議が進んでおらず、事業主体も棚上げの状態となっており、未だ各自治体の負担割合についても結論に至っていない状況である。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により市町村は厳しい財政状況にあり、今後も負担割合の協議には相当の時間を要すると思われる。

よって、県は強いリーダーシップを発揮し、指導・調整に努め、早期の実現を図るよう要望する。

4 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で52%（令和元年度末）となっているが、岐阜県下では約18%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに過去に発生した災害等においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、県は地方財政の厳しい中ではあるが、地籍調査事業の積極的な推進を図るため市町村の要望額に見合った予算を確保するよう要望する。

また、国においては、この事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、リモートセンシングを活用した効率的な手法導入推進基本調査等の国事業を拡充するよう要望する。

5 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、国は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう要望する。

また、都市再生整備計画事業の対象要件が狭まり、地方自治体の創意・工夫を凝らしたまちづくりの推進に対し、財政面でも懸念されるため、観光等地域資源の活用に関する計画等を新たに対象とするなど幅広く活用できる制度へ拡充するよう要望する。

6 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援

岐阜県では東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据え、300haの新たな工場用地の開発を戦略的に推進することとした。

沿線町としても、企業誘致は、若者の雇用の場の確保や税収の増加が見込まれることから、積極的に工業団地開発等に取り組んでいるが、財政的な負担が大きい。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 工業団地へのアクセス道路の整備及び工業団地周辺の基盤整備に対し、補助事業等により支援すること。
- (2) 農振法における農用区域からの除外手続きについて、東海環状自動車道の I C 周辺地域においては、地域の実情に応じ除外を認めるなど農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件を緩和すること。
- (3) 新たな工業用地確保における土地開発可能性調査の更なる支援をすること。
- (4) 工業団地用地の P R を積極的に実施すること。

7 企業支援事業の拡充

少子高齢化や地方への移住対策が叫ばれる中、企業支援事業として、様々な環境の整備が必要である。

よって、国は子育てがしやすい環境をつくれるよう、父親の育児休暇等の取得促進につながる休暇取得を促進した事業者の助成を充実するよう要望する。

また、従業員向けに空き家等を活用し、移住ができる環境づくりに取り組んでいる事業者に対して、住宅施設の支援をするよう要望する。

8 道の駅改修に伴う補助制度の拡充

道の駅は、地方創生を具体的に実現する極めて重要な手段として位置づけられ、平成 26 年度より優れた道の駅の企画を募集し、「重点道の駅」として国の支援がなされているが、その認定数は多いとはいえない状況である。

また、防災の拠点として「防災道の駅」の重要な要素を持つことで、遠隔地、辺地である町村にとっては、極めて重要な施設となっている。

重点道の駅、防災道の駅として地域の拠点となり、単なる休憩施設から地域活性化の拠点施設へと変革しなくてはならないが、そのための大規模な施設改修には、一時的に多額の投資費用が必要となる。

よって、国は道の駅の施設整備に対する補助制度を拡充及び新たな支援制度を創設するよう要望する。

9 空家対策の支援事業に係る補助率の拡充

近年、人口減少や住宅の供給過多等により、全国的に空家が増加している。空家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

よって、県は空家等の除却及び利活用を目的とした事業に対し、補助の継続及び補助率を拡充するよう要望する。

10 発電所及びダム施設整備に対する支援

国は、既設発電所の設備更新・改修及び既存ダムへの発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加を推進するとともに、原子力発電の代替となるクリーンエネルギー発電施設としての整備に対する助成費用として十分な予算措置を講ずるよう要望する。